

平成26年5月12日

顧問先各位

戸田会計事務所
 所長 戸田裕陽

国税庁の消費税引上に関するQ&A第2弾 — 平成26年4月1日をまたぐ取引の適用税率 —

すでに消費税8%の新税率が適用されてから、早くも1か月を過ぎました。

「経過措置」の特例（本FAX情報NO. 532にて既報）を受ける場合を除き、原則、平成26年4月1日以後の取引の消費税は新税率8%、3月31日以前は旧税率5%が適用されます。

ただし、取引の中には次にあげるように税率変更日、平成26年4月1日をまたぐ期間にわたって継続的に行われる取引もあります。このような取引の適用税率についても国税庁はQ&Aを公表しています。（いずれも「経過措置」の適用はない場合です。）

●月毎に役務提供が完了する保守サービスの適用税率

事務機等の年間保守契約に基づき毎月20日締めで、作業報告書を作成し保守料金を請求するケースで、平成26年4月1日をまたぐ平成26年3月21日から4月20日までの期間の役務提供に適用される税率は？

⇒新税率8%・・・毎月20日締めとしている1か月の計算期間が役務提供の1の取引単位であると認められ、平成26年3月21日から4月20日までの期間の役務提供は取引単位の最終日に役務提供が完了するので、完了日（4月20日）における税率（8%）が適用されます。

●不動産の賃貸料に係る適用税率

①平成26年4月分（4月1日から30日まで）の家賃を平成26年3月に受領する場合の税率は？

⇒新税率8%・・・役務提供完了日（4月30日）における税率（8%）が適用されます

②平成26年3月分（3月1日から31日まで）の家賃を平成26年4月に受領する場合の税率は？

⇒旧税率5%・・・役務提供完了日（3月31日）における税率（5%）が適用されます

●短期前払費用として処理した場合の課税仕入に係る消費税

3月決算のA社が平成26年1月に平成26年1月から12月までの1年間の保守契約を締結し、同月中に1年分の保守料金を支払いました。この保守料は月極で26年1月～3月分は@56,700×1.05（旧税率5%）×3か月=178,605円、4月～12月分は@56,700×1.08（新税率8%）×9か月=551,124円の合計729,729円でした。A社は26年3月期決算において「短期前払費用」として1年分の保守料を全額経費に算入し、消費税の申告計算上、1年分保守料に係る仕入税額34,749円（729,729×5/105；26年3月時点での消費税率は5%で計算申告しなければならないので）を控除した場合

⇒翌期（27年3月期）決算において消費税申告計算上、26年4月～12月分（@56,700×1.08（新税率8%）×9か月=551,124円）の保守料に係る8%の控除仕入税額40,824円を計上し直し前期消費税申告において26年4月～12月分保守料に係る控除仕入税額として5%で計上した26,244円（551,124円×5/105）を戻し入れます。